

3－2 測量調査設計業務情報サービス登録 (テクリス)

業務実績情報システム（テクリス）登録については、以下のとおりとする。

1. テクリスへの登録するためのシステム

テクリス入力システム

【販売】 （財）日本建設情報総合センター（J A C I C）

2. 登録の対象となる業務

委託金額が100万円（消費税込み）以上の調査設計業務、地質調査業務ならびに測量業務を対象とする。建築関係業務は対象外とする。

その際、発注機関が共通仕様書等でテクリスへの登録を義務付けている業務は「義務付け登録」、それ以外で企業が自主的に登録する場合は「自主登録」とする。後者の場合でも、発注機関への業務カルテの内容確認は必要である。